

議案第69号

さぬき市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例の廃止について

さぬき市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例を廃止する条例

さぬき市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例（平成14年さぬき市条例第129号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成31年3月29日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前のさぬき市国民健康保険高額療養費等資金貸付条例の規定により貸付けを受け、その償還が完了していない者に係る資金の償還については、なお従前の例による。

#### （基金に属している現金及び貸付金の引継ぎ）

3 この条例の施行の際現にさぬき市国民健康保険高額療養費等資金貸付基金に属している現金及び貸付金は、さぬき市国民健康保険事業特別会計に引き継ぐものとする。

議案第70号

さぬき市行政機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の  
制定について

さぬき市行政機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政機構の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(さぬき市行政組織条例の一部改正)

第1条 さぬき市行政組織条例（平成14年さぬき市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(分掌事務)

第2条 前条の部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 議会、一般行政及び広域行政に関すること。
- (2) 行政組織、人事及び給与に関すること。
- (3) 秘書、交際及び国際交流に関すること。
- (4) 市行政施策の総合計画及び調整に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 文書及び法規に関すること。
- (7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (8) 選挙に関すること。
- (9) 消防、防災及び危機管理に関すること。
- (10) 交通安全及び防犯に関すること。
- (11) 情報化の推進に関すること。
- (12) 公有財産の管理及び活用に関すること。
- (13) 市有建築物の営繕に関すること。
- (14) 入札及び契約に関すること。
- (15) 統計に関すること。
- (16) 男女共同参画に関すること。
- (17) 広報に関すること。
- (18) コミュニティ放送に関すること。
- (19) 他の部局の所掌に属さないこと。

市民部

- (1) 地域コミュニティ及び市民生活に関すること。
- (2) 広聴及び市民相談に関すること。
- (3) 環境保全及び公害防止に関すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
- (5) 環境衛生に関すること。
- (6) 簡易専用水道及び貯水槽水道に関すること。
- (7) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

- (8) 市税及び国民健康保険税の賦課徴収に関する事。
- (9) 税外未収金の管理の総括に関する事。
- (10) 人権教育及び人権啓発の推進に関する事。

健康福祉部

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 医療、保健及び健康に関する事。
- (3) 国民健康保険及び国民年金に関する事。
- (4) 後期高齢者医療に関する事。
- (5) 介護保険に関する事。

建設経済部

- (1) 道路、橋りょう、河川及び港湾に関する事。
- (2) 都市計画、開発行為及び景観に関する事。
- (3) 住宅及び建築に関する事。
- (4) 公園及び緑地に関する事。
- (5) 公共交通に関する事。
- (6) 下水道、農業集落排水及び漁業集落排水に関する事。
- (7) 合併処理浄化槽に関する事。
- (8) 農業、林業及び水産業に関する事。
- (9) 農地に関する事。
- (10) 土地改良に関する事。
- (11) 商業及び工業に関する事。
- (12) 労働に関する事。
- (13) 観光及びイベントに関する事。
- (14) 温泉施設に関する事。

(さぬき市支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 さぬき市支所及び出張所設置条例（平成14年さぬき市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

さぬき市津田支所	さぬき市津田町津田138番地15	津田町一円
さぬき市大川支所	さぬき市大川町富田中2109番地	大川町一円
さぬき市寒川支所	さぬき市寒川町石田東甲931番地	寒川町一円
さぬき市長尾支所	さぬき市長尾東888番地5	長尾一円

」

を

「

さぬき市総合支所	さぬき市寒川町石田東甲 9 3 5 番地 1	市内全域
さぬき市津田出張所	さぬき市津田町津田 1 3 8 番地 1 5	津田町一円
さぬき市大川出張所	さぬき市大川町富田中 2 0 9 5 番地	大川町一円
さぬき市長尾出張所	さぬき市長尾東 9 0 0 番地 4	長尾一円

に改める。

(さぬき市公告式条例の一部改正)

第3条 さぬき市公告式条例(平成14年さぬき市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

さぬき市津田支所	さぬき市津田町津田 1 3 8 番地 1 5
さぬき市大川支所	さぬき市大川町富田中 2 1 0 9 番地
さぬき市寒川支所	さぬき市寒川町石田東甲 9 3 1 番地
さぬき市長尾支所	さぬき市長尾東 8 8 8 番地 5

を

「

さぬき市総合支所	さぬき市寒川町石田東甲 9 3 5 番地 1
----------	------------------------

に改める。

(さぬき市福祉事務所設置条例の一部改正)

第4条 さぬき市福祉事務所設置条例(平成14年さぬき市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「さぬき市長尾東 8 8 8 番地 5」を「さぬき市寒川町石田東甲 9 3 5 番地 1」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(組織)

第4条 福祉事務所は、さぬき市行政組織条例(平成14年さぬき市条例第7号)第1条に規定する健康福祉部に置く。

(さぬき市コミュニティ放送条例の一部改正)

第5条 さぬき市コミュニティ放送条例(平成26年さぬき市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

さぬき市音声告知放送津田サブセンター	さぬき市津田町津田138番地15
さぬき市音声告知放送大川サブセンター	さぬき市大川町富田中2109番地
さぬき市音声告知放送寒川サブセンター	さぬき市寒川町石田東甲931番地
さぬき市音声告知放送長尾サブセンター	さぬき市長尾東888番地5

を  
「

さぬき市音声告知放送津田サブセンター	さぬき市津田町津田138番地15
さぬき市音声告知放送寒川サブセンター	さぬき市寒川町石田東甲935番地1

に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(番組審議会)

第11条 放送法第6条第1項の規定に基づき、さぬき市コミュニティ放送番組審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織、運営方法その他必要な事項は、規則で定める。

(さぬき市都市計画審議会条例の一部改正)

第6条 さぬき市都市計画審議会条例(平成14年さぬき市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市計画課」を「都市整備課」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条の規定、第4条中さぬき市福祉事務所設置条例第2条第2号の改正規定及び第5条中さぬき市コミュニティ放送条例第2条第2項の表の改正規定は、平成31年5月1日から施行する。

議案第71号

さぬき市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために  
必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

さぬき市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なもの  
に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法  
(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を  
求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹



さぬき市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成25年さぬき市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第2条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に、「平成11年厚生労働省令第36号」を「平成11年厚生省令第36号」に改め、「第140条の66」の次に「（同条の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第27条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

37	199, 700	248, 700	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
38	201, 000	250, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
39	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	204, 800	254, 300	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	206, 100	255, 700	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	207, 400	257, 100	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	208, 700	258, 400	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	209, 800	259, 600	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	213, 700	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	214, 800	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	215, 900	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	216, 900	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	218, 000	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
54	220, 100	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
55	221, 000	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
56	222, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
57	222, 400	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
58	223, 300	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		

79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200
94		294,900	342,600	381,500	393,300	412,500
95		295,200	343,100	381,900	393,600	412,800
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	
101		297,100	345,100	384,200	395,000	
102		297,400	345,500	384,700	395,300	
103		297,800	345,900	385,100	395,600	
104		298,100	346,300	385,500	395,800	
105		298,300	346,800	385,800	396,000	
106		298,600	347,200	386,300	396,300	
107		299,000	347,600	386,700	396,600	
108		299,300	348,000	387,100	396,800	
109		299,500	348,500	387,400	397,000	
110		299,900	348,900	387,900	397,300	
111		300,300	349,200	388,300	397,600	
112		300,600	349,500	388,700	397,800	
113		300,800	350,000	389,000	398,000	
114		301,000		389,500	398,300	
115		301,300		389,900	398,600	
116		301,700		390,300		
117		301,900		390,600		
118		302,100		391,100		
119		302,400		391,500		
120		302,700		391,900		

	121		303, 100		392, 200				
	122		303, 300		392, 700				
	123		303, 600		393, 100				
	124		303, 900						
	125		304, 200						
再任用 職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

## 別表第2 (第4条関係)

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700	



36	359, 200	426, 600	480, 900	540, 500
37	361, 400	428, 500	483, 000	542, 100
38	363, 800	430, 500	484, 800	543, 700
39	366, 200	432, 400	486, 600	545, 100
40	368, 400	434, 400	488, 400	546, 700
41	370, 700	436, 200	490, 100	548, 200
42	372, 100	438, 000	491, 900	549, 600
43	373, 600	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	

	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700
13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	

14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200
15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100
16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100
17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900
18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900
19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900
20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100

56	225, 200	264, 400	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400
57	225, 900	265, 200	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	226, 800	266, 500	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	227, 500	267, 800	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	228, 300	269, 100	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	229, 200	270, 000	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	230, 000	271, 200	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	230, 900	272, 500	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	231, 900	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	232, 500	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	233, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
67	234, 100	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
68	234, 900	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
69	235, 600	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	
70	236, 300	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	
71	237, 000	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	
72	237, 600	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	
73	238, 300	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	
74	239, 100	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
75	239, 900	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
76	240, 600	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	
77	241, 000	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	
78	241, 600	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	
79	242, 200	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	
80	242, 800	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	
81	243, 100	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	
82	243, 500	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
83	243, 900	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	244, 200	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
85	244, 500	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86		289, 500	325, 400	346, 300		
87		289, 700	325, 600	346, 600		
88		289, 900	326, 000	346, 900		
89		290, 300	326, 400	347, 300		
90		290, 500	326, 800	347, 600		
91		290, 700	327, 200	348, 000		
92		290, 900	327, 600	348, 300		
93		291, 300	327, 900	348, 700		
94		291, 500	328, 100	349, 000		
95		291, 700	328, 500	349, 300		
96		292, 000	328, 800	349, 600		
97		292, 400	329, 000	349, 900		

	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400	353,700		
	107			331,800	354,100		
	108			332,000	354,500		
	109			332,200	355,000		
	110			332,600	355,400		
	111			333,000	355,800		
	112			333,400	356,200		
	113			333,600	356,700		
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200

18	191, 200	220, 500	258, 500	279, 500	316, 100	364, 200
19	193, 300	222, 000	259, 500	280, 700	317, 800	366, 300
20	195, 400	223, 500	260, 400	282, 000	319, 500	368, 400
21	197, 500	224, 700	261, 300	283, 600	320, 900	370, 100
22	199, 700	226, 400	262, 300	285, 200	322, 400	372, 200
23	201, 900	228, 100	263, 200	286, 700	323, 900	374, 300
24	204, 100	229, 800	264, 200	288, 100	325, 400	376, 300
25	206, 100	231, 100	265, 400	289, 400	326, 800	378, 300
26	207, 400	232, 800	266, 500	291, 200	328, 200	379, 900
27	208, 600	234, 500	267, 700	293, 000	329, 700	381, 800
28	209, 900	236, 200	268, 900	294, 700	331, 300	383, 700
29	211, 100	237, 800	270, 100	296, 000	332, 400	385, 500
30	212, 200	239, 200	271, 600	297, 600	333, 900	387, 200
31	213, 500	240, 500	273, 200	299, 200	335, 300	389, 100
32	214, 700	241, 600	274, 600	300, 900	336, 800	390, 900
33	216, 000	242, 800	276, 200	302, 300	338, 400	392, 600
34	217, 300	243, 900	277, 700	303, 800	339, 900	394, 300
35	218, 600	244, 800	279, 000	305, 400	341, 500	396, 100
36	219, 900	245, 900	280, 300	307, 000	343, 000	397, 800
37	221, 100	246, 800	281, 900	308, 300	344, 700	399, 400
38	222, 500	247, 900	283, 300	309, 700	346, 300	401, 100
39	223, 800	248, 800	284, 800	311, 100	347, 800	402, 900
40	225, 200	249, 900	286, 200	312, 700	349, 400	404, 700
41	226, 100	250, 400	287, 500	314, 200	350, 600	406, 200
42	227, 500	251, 300	289, 000	315, 600	352, 100	407, 700
43	228, 900	252, 200	290, 500	317, 000	353, 600	409, 200
44	230, 300	253, 100	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500
45	231, 500	253, 900	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600
46	232, 900	254, 900	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700
47	234, 200	255, 800	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800
48	235, 500	256, 800	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000
49	236, 500	257, 800	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300
50	237, 600	258, 900	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
51	238, 600	260, 100	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
52	239, 700	261, 300	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
53	240, 600	262, 400	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
54	241, 700	263, 900	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900
55	242, 700	265, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
56	243, 700	266, 700	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
57	244, 400	268, 200	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
58	245, 400	269, 800	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
59	246, 100	271, 300	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300

60	247, 100	272, 800	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700
61	248, 000	274, 200	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300
62	249, 000	275, 700	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800
63	249, 800	277, 200	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200
64	250, 800	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
65	251, 700	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
66	252, 600	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
67	253, 700	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
68	254, 600	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
69	255, 400	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
70	256, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	
71	257, 600	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	
72	258, 700	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	
73	260, 100	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	
74	261, 400	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	
75	262, 700	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	
76	263, 900	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	
77	264, 900	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	
78	266, 000	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
79	267, 300	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		

102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	376,300
115	294,100	325,300	358,200	376,800
116	294,400	325,600	358,600	377,300
117	294,700	325,800	359,000	377,900
118	295,000	326,100	359,400	378,300
119	295,300	326,500	359,900	378,800
120	295,700	326,700	360,400	379,300
121	296,000	326,900	360,800	379,900
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		



	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で規則で定めるものに適用する。

第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5」を「100分の110）」に、「額）」を「額」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第27条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第1項並びに別表第1及び別表第2の規定は平成30年4月1日から、改正後の条例第27条第2項第1号及び同項第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（さぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年さぬき市条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第73号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙  
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条  
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成14年さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は規則で定める日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第74号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の165」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は規則で定める日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第75号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は規則で定める日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第76号

さぬき市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

## さぬき市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後のさぬき市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

議案第77号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 総合整備計画書(第1次変更)

香川県 さぬき市 多和辺地  
(辺地の人口 455人 面積 13.86k㎡)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
- (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
- (3) 辺地度数 182点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

簡易水道施設について、国道377号の拡幅工事に伴い、併設している水道管路の布設替工事が必要であるため事業を実施する。

防災行政無線について、矢筈山中継局における防災行政無線(同報系及び移動系)の非常用発動発電機の整備が必要であるため事業を実施する。

## 3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成30年度まで 3年間

(単位 千円)

施設名	区分 事業 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	20,000	13,000	7,000	7,000
簡易水道管路布設 替事業	さぬき市	60,000	27,000	33,000	14,800
防災行政無線整備 事業	さぬき市	20,000	0	20,000	20,000
合計		100,000	40,000	60,000	41,800

当初計画策定 平成28年3月22日

変更計画策定 平成30年12月 日

議案第78号

さぬき市J R志度駅南駐車場の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市J R志度駅南駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称  
さぬき市J R志度駅南駐車場
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 株式会社ヨコイ  
所在地 香川県高松市一宮町1508番地3
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第79号

道の駅みろくの指定管理者の指定について

次のとおり道の駅みろくの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称  
道の駅みろく
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 大山牧場D&C株式会社  
所在地 さぬき市大川町富田西224番地
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第80号

さぬき市平賀源内記念館の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市平賀源内記念館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称  
さぬき市平賀源内記念館
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 公益財団法人平賀源内先生顕彰会  
所在地 さぬき市志度587番地1
- 3 指定の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第 8 1 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	森広天神線	さぬき市寒川町 石田東字森広 甲 1490 番 1 地先	さぬき市寒川町 石田東字森広 甲 1494 番 10 地先	272.2	4.0~10.3



## 議案第 82 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 8 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 庁用備品一式   |
| 2 取得の目的  | さぬき市分庁舎整備に伴う庁用備品の購入                              |
| 3 取得価格   | 一金 33,264,000 円<br>うち消費税及び地方消費税額 2,464,000 円     |
| 4 契約の相手方 | 香川県さぬき市志度 1904 番地 16<br>株式会社ミツワ<br>代表取締役 山 畑 和 照 |
| 5 契約の方法  | 指名競争入札   |

## 議案第 83 号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 8 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 6 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 学校備品一式  |
| 2 取得の目的  | 寒川小学校整備に伴う学校備品の購入                                   |
| 3 取得価格   | 一金 41,472,000 円<br>うち消費税及び地方消費税額 3,072,000 円        |
| 4 契約の相手方 | 香川県さぬき市大川町富田西 3108 番地 1<br>有限会社ブロンクス<br>代表取締役 蓮 井 淳 |
| 5 契約の方法  | 指名競争入札  |

## 議案第84号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年12月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | こども園備品一式                                   |
| 2 取得の目的  | 津田こども園整備に伴うこども園備品の購入                       |
| 3 取得価格   | 一金24,926,400円<br>うち消費税及び地方消費税額1,846,400円   |
| 4 契約の相手方 | 香川県さぬき市志度1904番地16<br>株式会社ミツワ<br>代表取締役 山畑和照 |
| 5 契約の方法  | 指名競争入札                                     |

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 8 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 49 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 6 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

記

1 取得する財産の表示

土地	所在地	さぬき市志度字田中 587 番 1
	取得予定面積	1,097.32 m <sup>2</sup>
	所有者	香川県高松市常磐町 2 丁目 13 番地 4 公益財団法人南海育英会 理事長 丸山 徹
建物	所在地	さぬき市志度字田中 587 番
	延床面積	店舗 454.52 m <sup>2</sup> 便所 13.12 m <sup>2</sup>
	所有者	香川県高松市常磐町 2 丁目 13 番地 4 公益財団法人南海育英会 理事長 丸山 徹

- 2 取得の目的 平賀源内記念館の用に供する土地及び建物の購入  
 3 取得予定金額 一金 76,000,000 円  
 4 契約の方法 随意契約